

第三期福島県医療費適正化計画（仮称）の基本的事項（案）

1 名称

第三期福島県医療費適正化計画 「新生ふくしま健康医療プラン」（仮称）

2 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条

3 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

4 基本理念

「すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま”」（仮称）

- 東日本大震災と原子力災害からの復興
東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、支えられていく社会を目指すこと。
- 県民生活の質の確保・向上
予防を重視した健康づくりの取組をさらに推進するとともに、良質かつ適切な医療の効率的な提供による県民生活の質の確保・向上を目指すこと。
- 健康寿命の延伸
健康長寿の実現に不可欠な3本柱（食、運動、社会参加）を基本とした、県民総ぐるみの施策・事業を推進し、健康づくりに根差した地域づくりを目指すこと。
- 全県民の参加・連携
県民を中心として、保健医療福祉関係当事者すべてがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することで計画の実効性を高めること。